

家計にやさしい終身医療／終身医療保険

(無配当終身医療保険(無解約払戻金・Ⅲ型))

「約款」変更のお知らせ

「疾病入院・手術に関する特別条件特約条項」別表 2「対象となる所定の感染症」に関する記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管くださいますようお願いいたします。

変更箇所

○「疾病入院・手術に関する特別条件特約条項」別表 2「対象となる所定の感染症」に新型コロナウイルス感染症の対応を追記します（波線部分が変更箇所になります）。

該当箇所	2020 年 4 月版	2022 年 4 月版
約款 111 別表 2	対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
	分類項目	基本分類コード
	1. コレラ	A00
	2. 腸チフス	A01. 0
	3. パラチフスA	A01. 1
	4. 細菌性赤痢	A03
	5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
	6. ペスト	A20
	7. ジフテリア	A36
	8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
	9. ラッサ熱	A96. 2
	10. クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0
	11. マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98. 3
	12. エボラ< Ebola >ウイルス病	A98. 4
	13. 痘瘡	B03
	14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）	U04
	〔該当注記なし〕	（注）<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）</u>は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 7 項第 3 号または第 8 項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めます。</u>